

小牧市監査公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定期監査の結果に基づき講じた措置について、小牧市長から通知があったので、同条第14項の規定によりその内容を別紙のとおり公表する。

令和5年1月31日

小牧市監査委員 伊藤 二三

小牧市監査委員 稲垣 衿子

定期監査の結果に関する措置状況（消防本部）

〔監査委員意見〕

- ・ 本年7月には救急車の出動件数が月間では1964年以降最多の736件となるなど、長引く新型コロナウイルス感染症の影響を受け対応に苦労されながらも、救急、救助、消防活動において市民の身体生命及び財産を守るために尽力されている。
- ・ 広報活動においては、市民に災害や防火防災に関する消防情報等を分かりやすく伝え、市民とのコミュニケーションを促進するため、例えば視覚や聴覚といった感覚に訴えるようなインパクトのあるPRの仕方を検討されたい。
- ・ 家庭における防火から始まった婦人消防クラブであるが、共働き家庭の増加等社会環境の変化に応じて地域防災体制の強化に目的を変えながら活動の活性化に向けて取り組まれている。

今後も、消防に限らず他部署・他団体と広く連携を取りながら、コロナ禍により変容してきている市民の考え方や行動に対応できるよう活動の内容を検討されたい。

- ・ 市内の消火栓や防火水槽等の水利整備状況は、消火栓が1,738基、防火水槽が339基であるが、消防庁が定める消防水利の基準に基づき換算した整備数は1,378基で充足率は82.4%とのことであり、これは、愛知県平均86.2%を下回っている。

新設公園を対象に耐震性防火水槽を設置する計画等と併せて、引き続き整備を進められたい。

〔対応〕

- ・ 今後も新型コロナウイルス感染症の影響による対応が続くことが想定されますが、救急、救助、消防活動において市民の身体生命及び財産を守るために、組織として尽力します。
- ・ 市民に対して消防情報等を分かりやすく伝えることができるよう、効果的かつ効率的な広報活動に努めます。
- ・ 今後も消防に限らず他部署・他団体と広く連携を取りながら、婦人消防クラブの活性化に努めます。
- ・ 消火栓や防火水槽等の消防水利を計画的に設置し、有効な消防活動がで

きるよう、消防水利の整備に努めます。